

# 報 告 書

平成25年4月30日

大阪市教育委員長 殿

## 外部監察チーム

弁護士 西 島 佳 男



弁護士 千 葉 康 平



弁護士 中 島 亮 平



弁護士 高 橋 映 美



弁護士 阪 中 達 彦



当外部監察チームは、平成24年12月に市立桜宮高等学校において生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生したことを受け、教育委員会から、同事件が発生するに至った全容の解明につき委嘱され、また、同事件を契機とし、体罰等の根絶を目的とした外部通報窓口の設置及び窓口寄せられた通報に関する事実調査を委嘱され、既に、平成25年1月31日付及び同年3月15日付報告書を提出しているが、事実調査の結果、以下の問題点を確認するに至ったので、本報告書をもって、報告する。

## 第1 体罰（暴力行為）が根絶されない理由について

1 学校教育法11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定する。

そして、「体罰」とは、殴打する等生徒の身体に対する実力行使のほか、正座や直立等特定の姿勢を長時間保持させる等生徒に対して肉体的苦痛を与える行為を含むと解される（平成19年2月5日付「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」〔18文科初第1019号〕等参照）。

このように、体罰は、学校教育法において禁止されているが、市立桜宮高等学校（以下「本件高校」という。）で確認された事案等、今日に至るまで、根絶されていない。

そして、当外部監察チームは、冒頭記載の事実調査を通じ、体罰が根絶されていない根本的理由の一つは以下の点にあると考えるに至った。

なお、以下、教員による生徒の身体に対する実力行使等が、教育目的によるものであるときは、これを「体罰」といい、それがおよそ教育目的によるものでないときには、これを「暴力行為」といい、「体罰」及び「暴力行為」を併せて「体罰等」という。

2 当外部監察チームは、実施した事実調査を通じて、体罰等を受けた生徒及びその保護者が、体罰等に関し、これを加えた教員及び学校（管理職等）等に対して異を唱えない場合においては、以下のとおり、教員が体罰等を行ったことは顕在化しないという事実を認めた。

### (1) 本件高校バスケットボール部について

ア 本件高校のバスケットボール部元顧問の<sup>A</sup>元教諭（以下<sup>A</sup>元教諭という。）は、<sup>B</sup>君（以下「<sup>B</sup>君」という。）に対して暴力行為を行ったが、当外部監察チームの平成25年1月31日付報告書（以下「1月

報告書」という。)第5項記載のとおり、<sup>A</sup>元教諭は体罰等を恒常的に行っていたものと認められた。しかし、当外部監察チームが調査した範囲において、<sup>A</sup>元教諭の体罰等に対してこれまで異を唱えた生徒及び保護者の存在は認められない。

また、<sup>A</sup>元教諭は、平成25年2月8日付顛末書において、その時点の考え方としては、もう二度と体罰を行わないとしているが、「総括」として「私は、今までに、生徒に対して指導の一環として手をあげてきました」と記載し、平成24年12月28日の出来事を綴った箇所において「校長は『いつも体罰はダメと指導しています』と言っていたが、2学期の野球部の事件の際、私は、校長に人間関係のしっかりしている生徒には叩くとはっきり伝えた。」と記載している。

<sup>A</sup>元教諭がいう「人間関係のしっかりしている生徒」の意味は、<sup>A</sup>元教諭との間で信頼関係ができており、<sup>A</sup>元教諭が体罰を行っても、その意味を理解する生徒のことであると考えられるが、これを異なる視点から見た場合には、<sup>A</sup>元教諭が体罰を行っても異を唱えない生徒を意味することになる。

イ 当外部監察チームが聴き取り調査を行った本件高校バスケットボール部元部員は、やる気がないプレーをした際に<sup>A</sup>元教諭から平手で殴られたことがあるが、体罰であるとは考えず、また、親に相談することもなかった旨述べた。また、同元部員の保護者は、バスケットボール部の練習を見に行ったことがあり、その際、同元部員が<sup>A</sup>元教諭から叩かれている場面を見たことがあるが、親の立場からしても、叩かれても仕方がない場面であった旨述べた。

ウ このように、<sup>A</sup>元教諭は、平成6年4月本件高校に着任し、バスケットボール部の顧問をしていたが、平成24年12月までの間、恒常的に体罰等

を行っていたものの、同月まで、これが問題視されなかったのは、<sup>A</sup>元教諭の体罰等に対して異を唱える生徒及びその保護者がいなかったためであると考えられる。

(2) 本件高校バレーボール部について

ア <sup>C</sup>元教諭（以下「<sup>C</sup>元教諭」という。）は、平成24年11月8日、生徒に対して暴力行為を行ったが、これに関する経緯は、当外部監察チームの平成25年3月15日付報告書（以下「3月報告書」という。）第5項の1記載のとおりであり、同暴力行為が教育委員会に対して報告されることはなかった。

この点、3月報告書第5項の1に記載した事実以外に、以下の事実が存在する。すなわち、<sup>C</sup>元教諭は、同暴力行為を行った当日の夕刻、同生徒及びその保護者を本件高校に呼び、同生徒及びその保護者に対して謝罪し、同保護者から一定の理解を得た。また、<sup>D</sup>元教頭（以下「<sup>D</sup>元教頭」という。）も、2回、同保護者と面談して、同暴力行為に対して謝罪し、同保護者から一定の理解を得た。

その後、<sup>B</sup>君の痛ましい事件を受けて実施された平成25年1月9日の保護者説明会までの間、同暴力行為が同保護者から問題視されることはなかった。

イ 3月報告書第5項の2及び3記載のとおり、<sup>E</sup>元校長（以下「<sup>E</sup>元校長」という。）は、<sup>C</sup>元教諭を庇い、同暴力行為について教育委員会に対して報告せず、<sup>D</sup>元教頭は、<sup>E</sup>元校長から同暴力行為を教育委員会に報告すべきか相談された際、頭を叩いた回数が比較的少なく、保護者が責任を追及しないと言っているので今回は報告しなくてもいいのではないかとの発言をしている。

<sup>E</sup>元校長及び<sup>D</sup>元教頭が前記態度を取った理由は、同生徒及びその保

護者が、<sup>C</sup>教諭及び<sup>D</sup>元教頭の謝罪を受け、<sup>C</sup>教諭の同暴力行為に対して一定の理解を示していたためであると考えられる。

### (3) 本件高校野球部について

ア 3月報告書第3項の2記載のとおり、本件高校の野球部においては、同部顧問の教員が同部部員に対し、練習中に長時間直立したまま同部の練習を見学させるという行為（当該行為は野球部内において「直立」と称されており、当該行為を以下単に「直立行為」という。）を強要していた。そして、直立行為の強要は1時間程度から終日にわたる場合もあり、また、連日にわたって強要される場合もあったところ、かかる直立行為の強要は、暴力には該当しないものの、直立行為が長時間にわたる場合には学校教育法11条により禁止される「体罰」に該当するものと解される。

そして、当外部監察チームは、3月報告書提出後に、同部顧問である<sup>F</sup>教諭（以下「<sup>F</sup>教諭」という。）及び<sup>G</sup>教諭（以下「<sup>G</sup>教諭」という。）に対する聴き取り調査を行った。<sup>G</sup>教諭は、直立行為が、これを行う部員において、他の部員の動きを見ることによって、当該部員の内省を促すものとして、<sup>G</sup>教諭自身が考えついたものである旨述べた。

また、<sup>F</sup>教諭及び<sup>G</sup>教諭において、<sup>B</sup>君の痛ましい事件が報道される中で、直立行為も体罰として取り上げられたので、それ以後、同部部員に対して直立行為を命じることがなくなったものの、現時点においても直立行為の強要は体罰に該当しないと認識している旨述べている。

両教諭の供述内容からして、同部においては、直立行為が長年にわたり、恒常的に命ぜられていたことは明らかであり、現に、当外部監察チームが直接聴き取り調査を行った複数の同部元部員が両教諭から直立行為を強要された旨述べている。

しかし、当外部監察チームは、過去に、同部元部員の保護者1名が直立行

為に対して異を唱えたことを確認したのみである。

イ この点、確かに、直立行為の強要は、教師による生徒の身体に対する実力行使ではないため、これを強要される生徒からすれば、体罰を受けたとの認識は薄いと考えられる。しかしながら、同部においては、前記のように、終日かつ連日にわたって直立行為が強要されることもあり、このような場合においては、これを強要された生徒は重大な肉体的苦痛を受ける。

それにもかかわらず、長年にわたって恒常的に行われてきた直立行為に対して、異を唱えたのは保護者1名のみであるということは、直立行為がその態様からして体罰と認識され難いという事情があるとしても、結局のところ、これを強要された生徒及びその保護者が異を唱えることがなく、問題視されることがなかったためであると考えられる。

X  
(4) 市立[ ]中学校について

X  
ア 市立[ ]中学校において、平成25年2月28日付体罰・暴力行為等に関する報告書（以下「体罰報告書」という。）が提出され、平成24年度中に、23件の体罰等の事案が発生していたことが教育委員会に対して報告された。しかし、校長が、これらのうち、発生直後に把握していたのはわずか2件であり、残り21件の事案に関しては、体罰等を行った当該教員等が保護者に対して謝罪する等したのみであった。そして、これら21件の事案に関しては、保護者の理解が得られたとして、当該教員等が校長に対して報告していなかった。

なお、これら23件の事案に関する体罰報告書は平成25年2月25日付「体罰・暴力行為等にかかる実態把握について」と題する文書による教育長からの各学校長宛て依頼後に提出されたものであるが、この23件という報告件数のみをもって、現時点において、同中学校に体罰傾向が顕著であるか否かは即断できない。

イ 同中学校において、平成24年10月、A教員が何度もトラブルを起こすB生徒の頬を平手で殴るという事案が発生した。同中学校の校長は事案発生直後にこれを認識していたが、A教員に対して、「いかなる場合においても、手を挙げる指導にならないよう細心の注意を払い指導するよう指示し」たものの、教育委員会事務局指導部（以下「指導部」という。）に対して報告を行わなかった（なお、校長の指導部に対する報告に関する評価は後記第3項において述べる。）。

B生徒の保護者は、「日頃から殴ってもいいから指導して欲しいとお願いしているので納得している」と、理解を示していた。

ウ また、同中学校において、平成25年1月、C生徒が放課後の清掃中にこれをさぼり、他の生徒の邪魔をしたため、D教員はC生徒の右腕をつねり、頭を平手で叩くという事案が発生した。同校長は事案発生直後にこれを認識していたが、D教員に対し、「感情的にならず、冷静に指導出来るよう指示したものの、指導部に対する報告を行わなかった。

C生徒の保護者は、理解を示していた。

エ このように、同中学校において、体罰等が発生しても校長に対して報告されず、また、校長に対して報告されたとしても、校長が体罰等を行った教員に対して指導する限りでの処理が行われていたのは、いずれの保護者も体罰等に対して異を唱えなかったためであると考えられる。

#### (5) 市立Y中学校について

ア 市立Y中学校において、平成24年10月、教員が生徒に対して、繰り返し生活態度について指導してきたが改善されなかったため、改めて指導する中で、当該教員が生徒の肩に手を置き詰め寄ったところ、生徒がバランスを崩し廊下に倒れ、手のつき所が悪く、右肩を亀裂骨折するという事案が発生した。

同生徒の保護者は、「誇張されて話が広がらないか、心配なので公にしないで欲しい。(当該教員は)若くていい教員なので芽をつまないでほしい」との意向を示していた。

そして、同事案発生当時、同中学校の校長は、指導部に対して、体罰報告書の形式での報告を行わなかった。

同校長は、当時に体罰報告書を提出しなかった理由の一つとして、保護者の意向で事を大きくしたくはなかったためである旨説明している。

イ. このように、同中学校において、生徒が骨折をするという事態が生じているにもかかわらず、校長が同事案を指導部に対して報告しなかったのは、保護者が前記意向を示し、異を唱えなかったためであると考えられる。

#### (6) 市立<sup>ズ</sup>中学校について

ア 市立<sup>ズ</sup>中学校において、平成23年6月、教員が、生徒に対し、顔面を平手で殴打し、生徒が倒れたところ、臀部を蹴り、顔面を平手で殴打するという事案が発生した。その後、同中学校の校長は、体罰報告書を指導部の担当指導主事に対して提出し、また、指導部は、同事案発生当日に同中学校から連絡を受け、同月中に同教員に対する聴き取り調査を行っている。しかし、指導部は、当該教員が生活の全てを学校に捧げているような熱心な教員であると聞いていたこともあり、本来であれば、体罰報告書を教育委員会事務局教務部(以下「教務部」という。)に対して提出するべきであったにもかかわらず、これを教務部に提出しなかった。さらに、同教員が、その後、体罰等を行い、これに関する体罰報告書は教務部に対して提出されたものの、この時点に及んでもなお先の体罰報告書は教務部に対して提出されていない(なお、指導部の教務部に対する報告に関する評価は後記第3項において述べる。)

そして、当時の担当指導主事は、教務部に対して体罰報告書を提出しなかつ



た理由の一つとして、同教員が同生徒及びその保護者に対して何度も謝罪を続けていたことを挙げている。

イ このように、同事案につき体罰報告書が指導部に対して提出されたが、その後、教務部にこれが提出されなかったのは、同保護者が異を唱えなかったためであると考えられる。

3. 前記のように、学校内において、体罰等が発生しても、これを受けた生徒及びその保護者が異を唱えなければ、当該教員が生徒及びその保護者に対して謝罪をしてその理解を得ることで処理され、管理職である校長及び教頭の知るところとならず、また、管理職がこれを知ったとしても、管理職がこれを教員に対する人事権を有する教育委員会に対して報告せず、さらには、指導部に対して報告されても、教務部に対して報告されずに処理されることになり、結局、当該教員が人事権を有する教育委員会から懲戒処分や注意等を受けることなく、せいぜい人事権を有していない学校管理職による注意を受けるに留まり、最終的には、当該体罰等は顕在化しない。

このように体罰等が顕在化しないことによって、教員が、生徒に対し、教育的見地からして適切な懲戒権を行使することを疎かにし、生徒に対し、安易な指導であると評される実力行使による指導、すなわち、体罰を行うことが助長されていると考えられる。また、体罰が助長されることにより、学校内に暴力を容認する傾向が生まれ、およそ教育目的ではない実力行使である暴力行為を発生させる要因ともなると考えられる。

当外部監察チームは、「愛のむち」という言葉で表されるところの社会において存在すると思われる体罰に寛容な考え方を背景として、このように、大半の体罰等が、生徒及びその保護者がこれに異を唱えないため、顕在化されることなく、処理されてきたことこそが、これまで体罰が根絶されていない根本的理由の一つであると考えられる。

そのため、今後、体罰根絶の早期実現のためには、教員各自において、顕在化しなければそれでよいといった安易な認識を捨て、体罰が許されないことを強く認識する必要があることはいうまでもないが、体罰等の発生を最も把握し易い学校現場において、教員相互間及び管理職の教員に対するチェック機能が正常に機能する体制を整備する必要がある。また、教員に対する人事権を有する教育委員会においては、体罰等が顕在化し難い傾向があることを十分に理解した上、体罰事案に対する適切な処理を行う体制を整備する必要がある。

## 第2 本件高校における特殊事情について

以上のように、体罰等が絶えない背景には、生徒及びその保護者が体罰等に異を唱えないため、それが顕在化しないという一般的傾向が認められる。

さらに、当外部監察チームは、とりわけ本件高校について調査を行った結果、本件高校においては、かかる一般的傾向のほか、以下のような特殊事情が存在し、これらが本件高校における恒常的な暴力傾向等を生み出している構造的な要因の一つとなっていたと考える。

### 1 専門科の存在に起因する事情について

本件高校においては、体育科及びスポーツ健康科学科（以下併せて「専門科」という。）が存在することに起因して、体育系部活動が活発である反面、スポーツ指導の場においてはある程度の体罰等があつて当然であるといった風潮のもとで、部活動によっては、体罰等が恒常的に行われ、保護者の中にも体罰等に寛容でこれに異を唱えない傾向があつたと考えられる。

#### (1) 本件高校の専門科について

本件高校においては、専門科として、昭和55年4月1日に体育科が、平成11年4月1日にスポーツ健康科学科がそれぞれ設置されている。なお、体育科を設置する公立高校は、大阪府内では本件高校を含めて4校のみであり、スポーツ

健康科学科を設置するのは本件高校のみである。

この点、本件高校の各学年の構成は、平成24年度の募集生徒数によれば、普通科163名（知的障がい生徒自立支援コースの3名を含む。）、体育科80名、スポーツ健康科学科40名の合計283名となっており、専門科の合計募集生徒数は全体の約42%を占める。

また、本件高校の平成24年度学校要覧によれば、体育科においては、「全員が運動部に所属し、スポーツ活動の実践を通し、高度なスポーツ技術を学ぶと共に、『知・徳・体』の調和のとれた人格の形成、ならびに体育・スポーツの振興発展に寄与する人材の育成をめざ」すとされ、また、スポーツ健康科学科においては、「全員が運動部に所属し、スポーツを科学的にとらえ、スポーツの合理的な実践や技術の向上をはかり、科学・健康・医療の分野でスポーツをサポートする人材の育成をめざ」すとされている。

さらに、専門科の教育課程（平成24年度入学生）については、1年次の合計単位33単位のうち、10単位が「選択実技」や「専攻実技」等の運動系カリキュラムで構成されている。また、2年次も運動系カリキュラムの占める割合が大きく（32単位のうちの9単位）、さらに、3年次も30単位のうちの5ないし9単位が運動系カリキュラムで構成されている。加えて、4月のキャンプ実習（専門科）、7月の水泳実習（体育科）、マリンスポーツ実習（スポーツ健康科学科）、スポーツ医・科学実習（スポーツ健康科学科）及びスキー実習（専門科）と様々な運動系の実習が年間行事に組み込まれている。

また、専門科の生徒は、陸上競技部、野球部、ソフトボール部等の14の運動部のいずれかに所属することになっているところ、平成24年度の学校要覧には、「部活動の主な成績（過去5年分）」として、運動部が出場した各大会名と成績の詳細が記載されており、施設の面でも、屋上テニスコート、科学トレーニング実習室をはじめ、体育館も2棟設けられている等、本件高校が体育系部活動

に力を入れていることがうかがわれる。

## (2) 体育科教諭の人数等について

このような専門科を設置する本件高校においては、運動系カリキュラムの単位数が多いことから、全教員に対する体育科教諭の割合が比較的高い。具体的には、平成24年度についてみると、本件高校の教諭（期限付教諭を含む。）55名のうち、体育科教諭の人数は15名となっており、体育科教諭が全教諭全体の約27%を占める。

これを本件高校と同規模の市立高校と比較すると、大阪市立高校の場合は約10%（教諭55名のうち体育科教諭は6名〔平成24年度〕）、東高校の場合は約8%（教諭60名のうち体育科教諭は5名〔平成24年度〕）となっており、本件高校においては体育科教諭の占める割合が大きいことがうかがわれる。

また、本件高校においては、体育科教諭の占める割合が大きいことに伴い、学校組織の運営委員会や風紀委員会等での体育科教諭の占める割合も高い。具体的には、平成24年度の運営委員会は15名の教諭で構成されていたところ、うち6名が体育科教諭であった。また、同年度の風紀委員会は5名の教諭で構成されていたところ、うち4名が体育科教諭であった。

## (3) 生徒アンケート調査の結果について

以上のように、本件高校は、部活動その他の体育活動に重きを置く専門科が存在し、また、体育科教諭が多く在籍することにより、一面において、部活動その他の体育活動が活発に行われる等、本件高校ならではの特色を有していると言える。

他方で、3月報告書第3項記載のとおり、平成25年1月18日に教育委員会及び当外部監察チームが本件高校在籍生徒を対象として実施したアンケート調査の結果、本件高校においては、部活動中に体罰等が発生する傾向が顕著であることが認められた。

この点、平成25年2月25日から同年3月7日までに、本件高校及び市立汎愛高校を除く市立高校18校の生徒（ただし、全日制高校の3年生を除く。）を対象として実施したアンケート調査においては、同アンケート回答者自身が教員から体罰等を受けた場面の比率について、「授業中」（45.7%〔小数点第2位以下切り捨て。以下同じ。〕）が「部活動中」（17.8%）を大きく上回っている。また、他の生徒が教員から体罰等を受けているのを見た場面の比率についても、「授業中」（50.8%）が「部活動中」（20.0%）を大きく上回っている。すなわち、本件高校とは逆の結果となっている。

かかるアンケート調査の結果からも、本件高校において、授業中よりも部活動中に体罰等が多く発生する顕著な傾向があったことがうかがわれる。

#### (4) 教員に対する聴き取り調査の結果について

また、3月報告書第3項記載のとおり、当外部監察チームがこれまでに実施した本件高校の教員及び生徒に対する聴き取り調査においても、本件高校の教員による部活動中の体罰等の事実が複数認められた。

この点、前記のとおり、本件高校の野球部において、同部顧問である<sup>F</sup>■■■■教諭及び<sup>G</sup>■■■■教諭が同部部員らに対し、直立行為を強要していた事実も判明したところ、両教諭は、現時点においても直立行為は体罰に該当しないと認識している旨述べている。

#### (5) 保護者アンケート調査の結果について

加えて、平成25年1月18日に本件高校在籍生徒の保護者を対象として実施したアンケート調査の結果において、体育系部活動に所属する生徒の保護者の回答の中には、体罰は絶対に許されないという意見があった一方、たとえば、強くなるためには少々厳しい指導は当然であるという意見、スポーツを頑張ってきた子供たちは多少厳しいことを言われたり、手を出されたりしても暴力とは思っていないという意見、厳しい世界であれば多少の暴力や暴言はどこにでもあるとい

う意見等、スポーツ指導の場における体罰等に寛容な意見も少なからずあった。

## (6) 小括

以上のとおり、本件高校においては、専門科が存在することに起因して、体育系部活動が活発である反面、スポーツ指導の場においてはある程度の体罰等があつて当然であるといった風潮のもとで、部活動によっては、体罰等が恒常的に行われ、保護者の中にも、体罰等に寛容でこれに異を唱えない傾向があつたと考えられる。

なお、念のため付言するに、当外部監察チームは、本件高校における専門科の存在意義を否定するものではない。

## 2 教職員人事の非流動性に起因する事情について

本件高校においては、とりわけ体育教員のなかに、本件高校に長期間在籍している教員が多数存在したことにより、①体育教員の意向偏重及び②体育教員への依存という弊害が生じ、これにより、体育教員による体罰等が顕在化しにくい土壌が形成されていたと考えられる。

### (1) 長期在職教員の存在について

教育委員会策定に係る「平成24年度末教職員人事異動方針」においては、「原則として、新規採用者は同一校勤務6年以内に、新規採用者以外の者は同一校勤務10年以内に異動を行う」とされ、また、「平成23年度末教職員人事異動方針」においても、「同一校勤務が10年以上の者（平成14年4月1日以前から現任校に勤務する者）については、特別な事情のある場合を除き転任を行う」、「同一校勤務が6年をこえる者（平成18年3月31日以前から現任校に勤務する者）についても転任を図る」とされていた。

それにもかかわらず、本件高校においては、平成24年度中、とりわけ体育教員のなかで、長期間在籍している教員が多数存在し、教職員人事が非流動的であることが認められた。